

台風接近・集中豪雨・震災時における 町内保育施設の臨時休園等に関するガイドライン

1 目的

町は、台風や集中豪雨、震災により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童及び保育従事者の生命と安全を守るため、町内保育施設における臨時休園等の判断及び対応を定めたガイドラインを策定するものです。

2 対象

このガイドラインは町内保育施設（公立保育園、私立保育園、小規模保育施設）を対象とし、公立保育園にあっては当ガイドラインに基づいて判断を行い、私立保育園等にあっては判断の指標として活用するものです。

3 臨時休園等の判断

町は、台風接近や集中豪雨等により災害が発生する恐れがある場合や、震度5弱以上の地震が発生した場合に、本ガイドラインに基づいて、公立保育園の登園自粛要請・臨時休園等の判断を行います。なお、現に危険が迫っている等、個々の状況により独自の対応が必要と考えられる場合には、各園において判断を行う場合があります。

4 登園自粛要請・臨時休園の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合若しくは今後当てはまる可能性が高いと判断した場合に、登園自粛要請又は臨時休園を行うことを基本とします。

(1) 登園自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な態勢を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行います。

なお、状況によっては総合的な判断により臨時休園とすることがあります。

ア 警戒レベル3の避難情報（高齢者等避難）が発令されている。

イ 震度5弱の地震が発生した。

ウ 交通機関の運休などにより保育士が確保できない又は保護者による送迎が困難。（一部の範囲、短時間の場合）

(2) 臨時休園

町内に災害が発生している場合又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、原則臨時休園とします。

ア 気象庁から本町に特別警報（洪水浸水想定区域に所在する施設は、暴風警報、大雨警報、浸水警報、洪水警報を含む。）が発令されている。

イ 警戒レベル4以上の避難情報（避難指示、緊急安全確保）が発令されている。

ウ 震度5強以上の地震が発生した。

- エ 河川氾濫、道路・家屋損壊などにより登園することに危険がある。
- オ 交通機関の運休などにより保育士が確保できない又は保護者による送迎が困難。(広範囲、長時間に及ぶ場合)

5 避難情報等発令時の対応

(1) 開園時刻前に発令

警戒レベル	対 応	避難情報等発令解除後
警戒レベル3 (高齢者等避難)	登園自粛要請 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ家庭保育が可能な場合は登園を控えるよう要請する。 ・登園する場合は早急な迎への依頼に対応していただけるよう要請する。 	原則開園 <ul style="list-style-type: none"> ・開園時間及び給食の有無等が変更になった場合は保護者へ周知する。 ・園及び周辺の被災状況や保育士の確保状況により臨時休園とする場合がある。
警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	原則臨時休園 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、臨時休園とする。 	午前6時まで解除された場合、原則開園 <ul style="list-style-type: none"> ・開園時間及び給食の有無が変更になった場合は保護者へ周知する。 ・園及び周辺の被災状況や保育士の確保状況により臨時休園とする場合がある。 午前6時を過ぎて解除された場合、原則臨時休園 <ul style="list-style-type: none"> ・園及び周辺の被災状況の確認や保育士の確保が困難であるため、原則臨時休園とする。 (安全等が確認できた場合) 開園時間前までに園及び周辺の安全が確認でき、保育士の確保に問題がない場合は開園する。

(2) 開園時間中に発令

警戒レベル	対 応	避難情報等発令解除後
警戒レベル3 (高齢者等避難)	迎への依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ迎えを要請する。 	原則開園 <ul style="list-style-type: none"> ・園及び周辺の被災状況により早期迎えを要請する場合が

		ある。
警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	早急な迎への依頼(臨時休園) <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休園となるため、保護者へ早急な迎えを要請する。 ・必要に応じて園児を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・園内の方が安全と判断した場合は、園児を園内の適切な場所に避難させる。 	原則臨時休園 <ul style="list-style-type: none"> ・園及び周辺の被災状況の確認が困難であるため、原則臨時休園とする。 (安全等が確認できた場合) <p>避難情報等発令解除後、速やかに園及び周辺の安全が確認でき、園児及び職員の帰宅手段等に支障が生じていない場合は、引き続き開園する。</p>

6 洪水浸水想定区域に所在する施設の対応

洪水浸水想定区域に所在する施設は、水防法に基づき各施設で策定した避難確保計画に基づいて、早い段階での臨時休園の判断及び避難を行うことも想定されるため、あらかじめ保護者に説明を行います。

7 地震発生時の対応

(1) 開園時刻前に発生

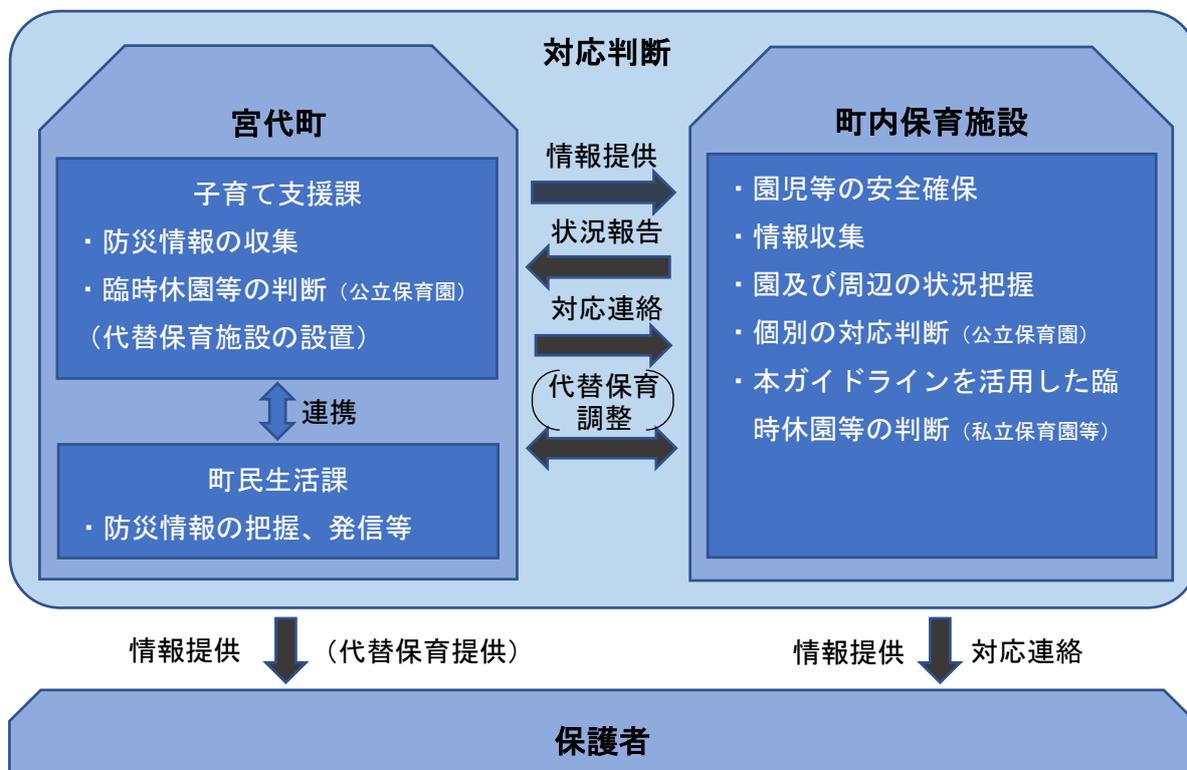
震度	対 応
震度 5 弱	原則開園 <ul style="list-style-type: none">・ 開園時間及び給食の有無等が変更になった場合は保護者へ周知する。・ 園及び周辺の被災状況や保育士の確保状況により臨時休園とする場合がある。
震度 5 強以上	原則臨時休園 <ul style="list-style-type: none">・ 園及び周辺の被災状況の確認や保育士の確保が困難であるため、原則、臨時休園とする。 (安全等が確認できた場合) <p>開園時間前までに園及び周辺の安全が確認でき、保育士の確保に問題がない場合は開園する。</p>

(2) 開園時間中に発生

震度	対 応
震度 5 弱	原則開園 <ul style="list-style-type: none">・ 園及び周辺の被災状況により早期迎えを要請する場合がある。
震度 5 強	早急な迎えの依頼 (原則臨時休園) <ul style="list-style-type: none">・ 原則臨時休園となるため、保護者へ早急な迎えを要請する。・ 必要に応じて園児を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。・ 園内のほうが安全と判断した場合は、園児を園内の適切な場所に避難させる。 (安全等が確認できた場合) <p>地震発生後、速やかに園及び周辺の安全が確認でき、園児及び職員の帰宅手段等に支障が生じていない場合は、引き続き開園する。</p>

8 連携体制について

町と各保育施設は、次のとおり連携を図りながら臨時休園等の判断を行い、保護者への情報提供等を行います。



9 臨時休園等に伴う対応について

(1) 臨時休園等を行う際の周知、掲示

町及び保育園は、登園自粛要請または臨時休園を行う場合、ホームページや一斉配信システム等により、保護者に周知を図ります。また、臨時休園にする場合は、施設の入口に臨時休園する旨及び緊急連絡先を示した案内等を掲示します。

(2) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

町及び保育園は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

(3) 代替保育施設の設置

町は、町内保育施設が臨時休園となった場合、ライフラインの維持、復旧に関わる業種の従事者等、保育が必要不可欠な保護者に対して、園児、保護者、保育士等の安全確保に留意し、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合は、代替保育施設の設置による保育の提供を行うよう努めるものとします。

10 所管課及び保育園

所管課	所在地	電話番号
子育て支援課	宮代町笠原1-4-1	0480-34-1111

公立保育園	所在地	電話番号
みやしろ保育園	宮代町大字須賀177	0480-32-3011
国納保育園	宮代町大字国納102-1	0480-34-5839

私立保育園	所在地	電話番号
百間保育園	宮代町百間4-4-36	0480-34-7855
姫宮保育園	宮代町字東668	0480-34-8393
本田保育園	宮代町本田4-3-11	0480-37-0020
宮東保育園	宮代町字宮東602-1	0480-53-6915

小規模保育施設	所在地	電話番号
カインド・ナーサリー 本田5丁目園	宮代町本田5-5-2	0480-44-8131
カインド・ナーサリー 本田2丁目園	宮代町本田2-7-1	0480-44-8600
カインド・ナーサリー ピアシティ園	宮代町道佛1-1-50 ピアシティ1階	0480-38-6828